

陸上競技場、テニスコート使用料の改定（案）について

1. 陸上競技場

(1) 貸出区分

前回改定時（平成30年度）に、貸出単位を「競技場全体」から「競技場全体」、「サッカー」、「北半面」、「南半面」、「個人」の5つに区分しており、この区分について、今回改定は行わない。（区分は別紙参照）

(2) 算定方法

使用料・手数料等の適正化に関する基本方針において使用料等は、施設ごとの経費で算定することとなっている。

しかし、①当町の社会体育施設においては、指定管理者制度を導入しており、全ての社会体育施設分を併せて指定管理料を支払っていること、②施設により修繕費等にばらつきがあり、施設ごとの経費で算定した場合、類似施設であるのに使用料が大幅に違ってしまうことから、今回改定を行う「陸上競技場」、「テニスコート」に加え、「総合体育館」、「益城町町民グラウンド」「飯野町民グラウンド」、「広安第1グラウンド」、「福田グラウンド」、「津森グラウンド」に掛かる経費を合算し、それを按分して各施設の経費とする。

(3) 改定料金（案）

(2) により算定した結果、下表のとおりとしたい。

貸出区分	現行料金	改定料金	【参考】照明料 (令和5年4月～)
競技場	3,000円/時間	改定なし	2,500円/時間
競技場(サッカー)	2,000円/時間	改定なし	(2/3灯
競技場(北半面)	900円/時間	改定なし	2,000円
競技場(南半面)	1,100円/時間	改定なし	1/3灯
陸上競技(個人)	100円/回(2時間)	改定なし	1,500円)

※施設使用料、照明料とも町外者は倍額（改定なし）

2. テニスコート

(1) 算定方法

陸上競技場と同様の方法により算定。

(2) 改定料金 (案)

(1) により算定した結果、下表のとおりとしたい。

現行料金	改定料金	【参考】照明料 (令和5年4月～)
350円/時間	改定なし	300円/時間

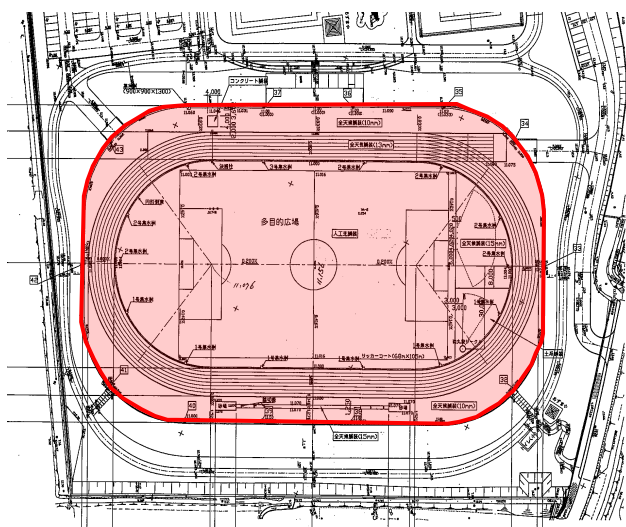
※施設使用料のみ町外者は倍額 (照明料は町内者と同額に改定)

(3) 照明料の改定理由

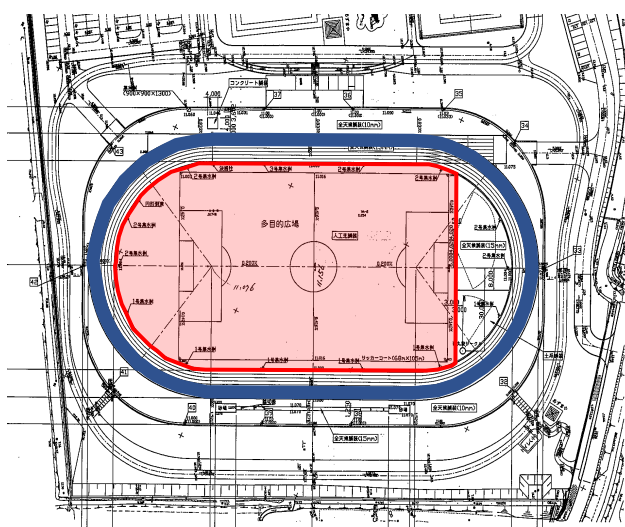
テニスコートの夜間の利用が少ないため、照明料を減額することで、町外者の利用増を図るため改定するもの。

貸出施設範囲

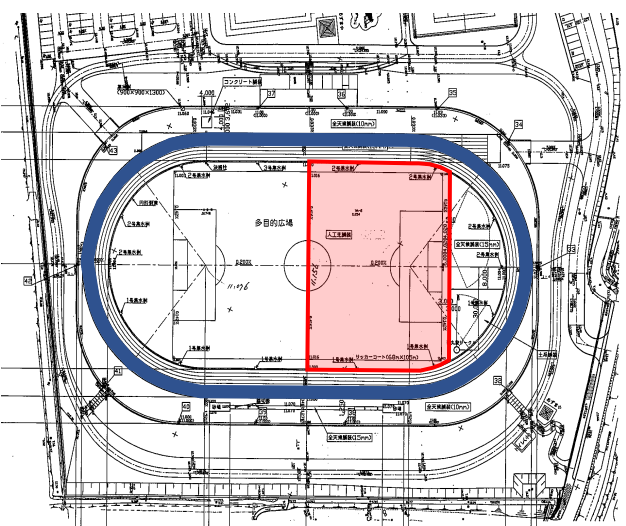
1. 競技場（全面）



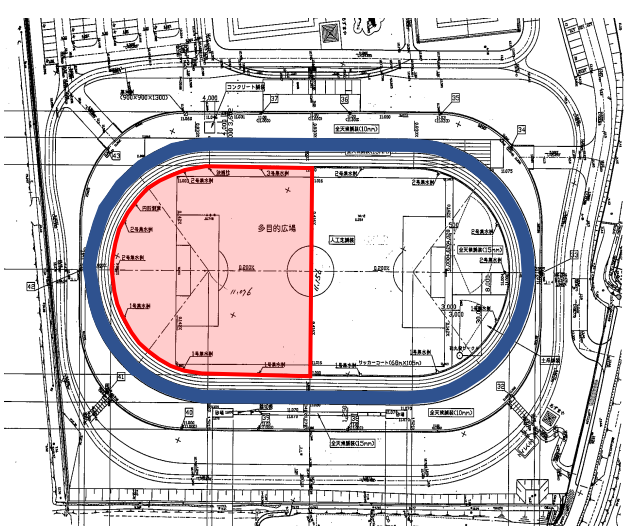
2. 人工芝グラウンド（全面）



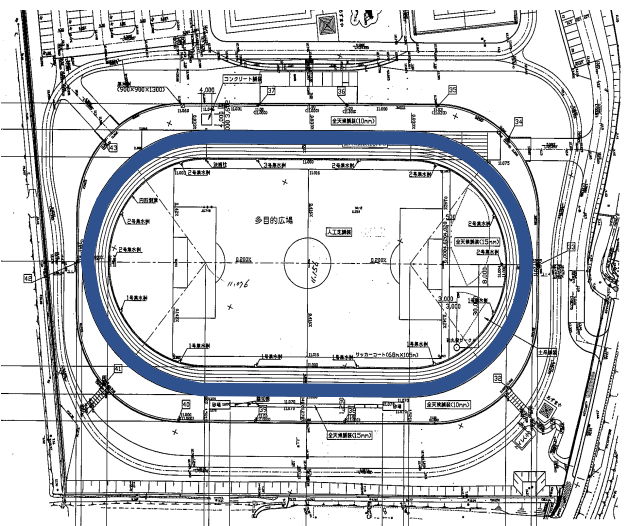
3. 人工芝グラウンド（北半面）



4. 人工芝グラウンド（南半面）



5. 個人利用



人工芝グラウンド使用時は、5～8レーンの使用とする。（左図のとおり・危険防止のため）

人工芝グラウンドの利用がない場合は、全レーン使用可とする。

陸上競技場照明料算定表（令和5年4月～適用済）

電気料金算出表

	消費電力 (kw)	台数	消費電力 合計	使用率	1kw当たり 契約単価(1時間)	電気料金	使用料 (電気代相当分)
全面	0.7	96	67.2	0.93	30	1,884	1,900
2/3	0.7	64	44.8	0.93	30	1,256	1,300
1/3	0.7	32	22.4	0.93	30	628	700

A 1
A 2
A 3

人件費算出表

年度	平均給与	職員工数	金額(年)	人権費合計 (平均)
R 1	5,858,026	0.02	117,160	116,000
R 2	5,819,022	0.02	116,380	
R 3	5,794,003	0.02	115,880	

B

固定経費(物件費)算出表

内容	金額(年)	固定経費合計
該当なし		0

※指定管理前も実績なし

C

減価償却費算出表

	数量	耐用年数	償却率	取得金額	補助(交付税措置 含む)	減価償却費(年)	減価償却費(合計)
照明柱	5	40	0.025	16,328,125	0	367,382	1,965,467
照明柱(災害復旧)	3	40	0.025	25,000,000	12,500,000	281,250	
LED灯	96	20	0.05	65,723,020	36,460,000	1,316,835	

D

※照明柱は照明を取り替えたため取得金額から5千万円差し引き

施設の受益者負担の割合

施設の種類・区分	負担割合	区分及び負担割合の設定理由
第2分類・区分B	30%	H30使用料審議会答申による

E

稼働時間

年間開館日数	307	365日-52日-6日(年末年始)
貸出可能時間(日)	3.5	19時~22時(4~9月)、18時~22時(10~3月)
貸出可能時間(年)	1074.5	= F
実稼働時間	683	工事期間補正(120時間×2か月)あり

受益者負担金(設備分まとめ)

1時間当たり設備費 (受益者負担分)	581.1448	= (B + C + D) × E ÷ F
補正後	600	G : 100円未満切り上げ

1時間当たり照明料(全面)	2,500	= A 1 + G ⇒ 2, 5 0 0 円
1時間当たり照明料(3分の2点灯)	1,900	= A 2 + G ⇒ 2, 0 0 0 円
1時間当たり照明料(3分の1点灯)	1,300	= A 3 + G ⇒ 1, 5 0 0 円

テニスコート照明料算定表（令和5年4月～適用済）

電気料金算出表

	消費電力 (k w)	台数	消費電力 合計	使用率	1 kw当たり 契約単価	電気料金	使用料 (電気代相当分)
全面	0.352	72	25.344	0.94	30	712.8	800 A

人件費算出表

年度	平均給与	職員工数	金額（年）	人権費合計 (平均)
R 1	5,858,026	0.05	292,901	291,000 B
R 2	5,819,022	0.05	290,951	
R 3	5,794,003	0.05	289,700	

固定経費（物件費）算出表

内容	金額（年）	固定経費合計
該当なし		0 C

※指定管理前も実績なし

減価償却費算出表

	数量	耐用年数	償却率	取得金額	補助（交付税措 置含む）	減価償却費（年）	減価償却費（合計）
照明柱	21	30	0.033	28980000	12898000	530706	775506 D
L E D灯	36	20	0.05	7650000	2754000	244800	

※照明取替のため取得金額から1.2千万円差し引き
(交付税措置含む)

施設の受益者負担の割合

施設の種類・区分	負担割合	区分及び負担割合の設定理由
第2分類・区分B	50%	H30使用料審議会答申による E

稼働時間

年間開館日数	307	365日-52日-6日（年末年始）
照明使用時間	3.5	19時～22時（4～9月）、18時～22時（10～3月）
使用可能時間	1074.5	= F
実稼働時間	306.3333	R 3年度実績 ÷ 6

受益者負担金（設備分まとめ）

1時間当たり設備費 (受益者負担分)	496.2801	= (B + C + D) × E ÷ F
補正後	500	F : 100円未満切り上げ

1時間当たり照明料（全面）	1300	= A + F = G
1時間当たり照明料（1面）	216.6667	= G ÷ 6 ⇒ 300円

施設名 (体育施設費)

R4年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
町民運動場の設置及び管理に関する条例	無	

最終料金見直し年度

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	56,504,551
---------------------	------------

経費 (円)	平成31年度	令和2年度	令和3年度	
人件費	40,858,683	66,385,912	62,269,059	
職員給与	1,464,507	290,951	312,876	
平均給与(円)	1,464,507	290,951	312,876	
職員数(人)	5,858,026	5,819,022	5,794,003	
報酬	0.25	0.05	0.05	
報酬	0	0	0	
その他				
物件費	33,195,430	57,436,612	46,425,032	
賃金				
需用費	19,492,429	573,659	229,254	
光熱水費	17,474,189	459,937	142,779	
燃料費				
消耗品費	2,018,240	113,722	86,475	
その他				
役務費	609,483	2,126,010	19,250	
委託料(指定管理料)	0	49,535,000	45,500,000	
委託料(その他)	10,471,637	1,282,254	67,650	
使用料・賃借料	1,901,938	454,338	296,258	
その他	719,943	3,465,351	312,620	備品購入費
維持補修費	5,870,045	8,329,648	15,202,450	
修繕費	5,870,045	8,091,828	8,913,100	
その他	0	237,820	6,289,350	原材料費
減価償却費	328,701	328,701	328,701	
建物(管理棟)				
設備(管理棟以外)	328,701	328,701	328,701	

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)	
AED		7	0.143	874,500	R2購入
減価償却費	112,436				
スポーツラクタ		20	0.050	4,805,900	H31購入
減価償却費	216,266				

施設名	按分率	各施設経費	受益者負担率
総合体育館	0.20	11,300,910	30
陸上競技場	0.40	22,601,821	30
テニスコート	0.25	14,126,138	40
町民グラウンド	0.06	3,390,273	40
飯野グラウンド	0.02	1,130,091	30
広安第1グラウンド	0.02	1,130,091	30
福田グラウンド	0.02	1,130,091	30
津森グラウンド	0.03	1,695,137	40
計 ②	1.00	56,504,551	

施設名 (益城町陸上競技場)

R4年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例	無	

最終料金見直し年度	
-----------	--

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	25,282,471
---------------------	------------

経費 (円)	平成31年度	令和2年度	令和3年度
	25,282,471	25,282,471	25,282,471
施設経費	22,601,821	22,601,821	22,601,821
減価償却費	2,680,650	2,680,650	2,680,650
建物	633,150	633,150	633,150
設備 ()	2,047,500	2,047,500	2,047,500

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)
管理棟(〇〇建)	RC1階建	50	0.020	35,175,000
減価償却費		(35,175,000円 - 3,527,500円) × 0.020 = 633,150円		
競技場	人工芝、タータン(単費)	10	0.100	22,750,000
減価償却費		(22,750,000円 - 2,275,000円) × 0.100 = 2,047,500円		
減価償却費				

※補助等を除いた町負担分の額

(施設の概要等)

施設の概要	(建築年次)	H18	(構造)RC1階建・人工芝・タータン
	(総面積)		

貸出施設	面積 (㎡)	共有施設	面積 (㎡)
競技場	18,849.0	管理棟	431.66
競技場(サッカー)	9,303.0		
競技場(北半面)	4,111.7		
競技場(南半面)	5,119.3		
陸上競技(個人)	423.0		
計 ②	37,806	計	432

1人 (1チーム11名 × 2)

423

年間開館日数	300
1日の開館時間	13.0
施設稼働率	1.000

⇒

年間使用時間 ③	3,900.0 時間
-------------	------------

原価算定

1㎡あたり単価	④ = ① ÷ ②	1,341
1㎡・1時間あたり単価	④ ÷ ③	0.34

※面積が重複するため、18,849で割る

施設名 (益城町陸上競技場)

1㎡・1時間あたり単価	0.34
-------------	------

使用料原価 (1時間あたり)

貸出施設	面積 (㎡)	積算	使用料原価 (円)
競技場	18,849.0	1㎡・1時間あたり単価×面積	6,483
競技場(サッカー)	9,303.0		3,200
競技場(北半面)	4,111.7		1,414
競技場(南半面)	5,119.3		1,761
陸上競技(個人)	423.0		145
0	0.0		0
0	0.0		0

※ 使用料原価には、1時間あたりの冷暖房費が含まれています。

施設の受益者負担の割合

施設の種類・区分	負担割合 (%)	区分及び負担割合の設定理由
第2分類・区分C	40	

使用料受益者負担 (1時間あたり)

貸出施設	使用料原価 (円)	受益者負担 (円)	現行使用料 (円)	備考(照明料)	計 (参考)
競技場	6,483	2,593	3,000	2,500	5,500
競技場(サッカー)	3,200	1,280	2,000	2,500	4,500
競技場(北半面)	1,414	566	900	設定なし	900
競技場(南半面)	1,761	704	1,100	設定なし	1,100
陸上競技(個人)	145	58	100	100	200
0	0	0			0
0	0	0			0

見直しの必要性の有無

貸出施設	現行使用料 (円)	受益者負担 (円)	最終決定 改定料金案
競技場	3,000	2,593	3,000
競技場(サッカー)	2,000	1,280	2,000
競技場(北半面)	900	566	900
競技場(南半面)	1,100	704	1,100
陸上競技(個人)	100	58	100
0	0	0	
0	0	0	

理由	陸上競技場については、町外者利用が多く稼働率も高いため、区分Cに変更した
----	--------------------------------------

参考資料

備品等の貸出しがあれば、その内容を記載してください。

備品等名	貸出料金 (円)	備品等名	貸出料金 (円)
付帯施設設備	使用料に含む		

施設名

(益城町総合運動公園テニスコート)

R4年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例	無	

最終料金見直し年度	
-----------	--

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	18,146,564
---------------------	------------

経費 (円)	平成31年度	令和2年度	令和3年度
	18,146,564	18,146,564	18,146,564
施設経費	14,126,138	14,126,138	14,126,138
減価償却費	4,020,426	4,020,426	4,020,426
建物			
設備 ()	4,020,426	4,020,426	4,020,426

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)
テニスコート	人工芝6面	30	0.034	131,386,500
減価償却費		(131,386,500円 - 13,138,650円) × 0.034 = 4,020,426円		
減価償却費				

(施設の概要等)

施設の概要	(建築年次)	H20	(構造)人工芝テニスコート
	(総面積)	7,158	

貸出施設	面積 (㎡)	共有施設	面積 (㎡)
テニスコート	3,648.0	芝広場	431.66
		休憩所	
計 ②	3,648	計	432

年間開館日数	300
1日の開館時間	13.0
施設稼働率	1.000

⇒

年間使用時間 ③	3,900.0 時間
-------------	------------

原価算定

1㎡あたり単価	④ = ① ÷ ②	4,974
1㎡・1時間あたり単価	④ ÷ ③	1.28

施設名 (益城町総合運動公園テニスコート)

1㎡・1時間あたり単価	1.28
-------------	------

使用料原価 (1時間あたり)

貸出施設	面積 (㎡)	積算	使用料原価 (円)
テニスコート	608.0	1㎡・1時間あたり単価×面積	775
0	0.0		0
0	0.0		0
0	0.0		0
0	0.0		0
0	0.0		0
0	0.0		0
0	0.0		0

※ 使用料原価には、1時間あたりの冷暖房費が含まれています。

施設の受益者負担の割合

施設の種類・区分	負担割合 (%)	区分及び負担割合の設定理由
第2分類・区分C	40	

使用料受益者負担 (1時間あたり)

貸出施設	使用料原価 (円)	受益者負担 (円)	現行使用料 (円)
テニスコート	775	310	350
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	

見直しの必要性の有無

貸出施設	現行使用料 (円)	受益者負担 (円)	最終決定 改定料金案
テニスコート	350	310	350
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	

理由	テニスコートについては、テニスという種目の特性を考慮し、区分Cに変更した。
----	---------------------------------------

参考資料

備品等の貸出しがあれば、その内容を記載してください。

備品等名	貸出料金 (円)	備品等名	貸出料金 (円)
付帯施設設備	使用料に含む		

施設名 (体育施設費)

R4年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
町民運動場の設置及び管理に関する条例	無	

最終料金見直し年度

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	56,504,551
---------------------	------------

経費 (円)	平成31年度	令和2年度	令和3年度	
	40,858,683	66,385,912	62,269,059	
人件費	1,464,507	290,951	312,876	
職員給与	1,464,507	290,951	312,876	
平均給与(円)	5,858,026	5,819,022	5,794,003	
職員数(人)	0.25	0.05	0.05	
報酬	0	0	0	
その他				
物件費	33,195,430	57,436,612	46,425,032	
賃金				
需用費	19,492,429	573,659	229,254	
光熱水費	17,474,189	459,937	142,779	
燃料費				
消耗品費	2,018,240	113,722	86,475	
その他				
役務費	609,483	2,126,010	19,250	
委託料	10,471,637	50,817,254	45,567,650	
使用料・賃借料	1,901,938	454,338	296,258	
その他	719,943	3,465,351	312,620	備品購入費
維持補修費	5,870,045	8,329,648	15,202,450	
修繕費	5,870,045	8,091,828	8,913,100	
その他	0	237,820	6,289,350	原材料費
減価償却費	328,701	328,701	328,701	
建物(管理棟)				
設備(管理棟以外)	328,701	328,701	328,701	

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)	
AED		7	0.143	874,500	R2購入
減価償却費	112,436				
スポーツトラック		20	0.050	4,805,900	H31購入
減価償却費	216,266				

施設名	按分率	各施設経費	受益者負担率
総合体育館	0.20	11,300,910	30
陸上競技場	0.40	22,601,821	30
テニスコート	0.25	14,126,138	40
町民グラウンド	0.06	3,390,273	40
飯野グラウンド	0.02	1,130,091	30
広安第1グラウンド	0.02	1,130,091	30
福田グラウンド	0.02	1,130,091	30
津森グラウンド	0.03	1,695,137	40
計 ②	1.00	56,504,551	

施設名 (益城町陸上競技場)

R4年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例	無	

最終料金見直し年度	
-----------	--

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	25,282,471
---------------------	------------

経費 (円)	平成31年度	令和2年度	令和3年度
	25,282,471	25,282,471	25,282,471
施設経費	22,601,821	22,601,821	22,601,821
減価償却費	2,680,650	2,680,650	2,680,650
建物	633,150	633,150	633,150
設備 ()	2,047,500	2,047,500	2,047,500

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)
管理棟(〇〇建)	RC1階建	50	0.020	35,175,000
減価償却費		(35,175,000円 - 3,527,500円) × 0.020 = 633,150円		
競技場	人工芝、タータン(単費)	10	0.100	22,750,000
減価償却費		(22,750,000円 - 2,275,000円) × 0.100 = 2,047,500円		
減価償却費				

※補助等を除いた町負担分の額

(施設の概要等)

施設の概要	(建築年次)	H18	(構造)RC1階建・人工芝・タータン
	(総面積)		

貸出施設	面積 (㎡)	共有施設	面積 (㎡)
競技場	18,849.0	管理棟	431.66
競技場(サッカー)	9,303.0		
競技場(北半面)	4,111.7		
競技場(南半面)	5,119.3		
陸上競技(個人)	423.0		
計 ②	37,806	計	432

1人 (1チーム11名 × 2)

423

年間開館日数	300
1日の開館時間	13.0
施設稼働率	0.545

⇒

年間使用時間 ③	2,125.0 時間
-------------	------------

※R4実績 2125時間

原価算定

1㎡あたり単価	④ = ① ÷ ②	1,341
1㎡・1時間あたり単価	④ ÷ ③	0.63

※面積が重複するため、18,849で割る

施設名 (益城町陸上競技場)

1㎡・1時間あたり単価	0.63
-------------	------

使用料原価 (1時間あたり)

貸出施設	面積 (㎡)	積算	使用料原価 (円)
競技場	18,849.0	1㎡・1時間あたり単価×面積	11,898
競技場(サッカー)	9,303.0		5,872
競技場(北半面)	4,111.7		2,595
競技場(南半面)	5,119.3		3,231
陸上競技(個人)	423.0		267
0	0.0		0
0	0.0		0

※ 使用料原価には、1時間あたりの冷暖房費が含まれています。

施設の受益者負担の割合

施設の種類・区分	負担割合 (%)	区分及び負担割合の設定理由
第2分類・区分C	40	

使用料受益者負担 (1時間あたり)

貸出施設	使用料原価 (円)	受益者負担 (円)	現行使用料 (円)	備考(照明料)	計 (参考)
競技場	11,898	4,759	3,000	2,500	5,500
競技場(サッカー)	5,872	2,349	2,000	2,500	4,500
競技場(北半面)	2,595	1,038	900	設定なし	900
競技場(南半面)	3,231	1,293	1,100	設定なし	1,100
陸上競技(個人)	267	107	100	100	200
0	0	0			0
0	0	0			0

見直しの必要性の有無

貸出施設	現行使用料 (円)	受益者負担 (円)	最終決定 改定料金案
競技場	3,000	4,759	3,000
競技場(サッカー)	2,000	2,349	2,000
競技場(北半面)	900	1,038	900
競技場(南半面)	1,100	1,293	1,100
陸上競技(個人)	100	107	100
0	0	0	
0	0	0	

理由	陸上競技場については、町外者利用が多く稼働率も高いため、区分Cに変更した
----	--------------------------------------

参考資料

備品等の貸出しがあれば、その内容を記載してください。

備品等名	貸出料金 (円)	備品等名	貸出料金 (円)
付帯施設設備	使用料に含む		

施設名

(益城町総合運動公園テニスコート)

R4年度調査項目

使用料に係る根拠条例等	適用除外の有・無	適用除外該当の理由
益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例	無	

最終料金見直し年度	
-----------	--

青色のセルに各年度の決算額を入力してください

3年間の経費の平均値 (円) ①	18,146,564
---------------------	------------

経費 (円)	平成31年度	令和2年度	令和3年度
	18,146,564	18,146,564	18,146,564
施設経費	14,126,138	14,126,138	14,126,138
減価償却費	4,020,426	4,020,426	4,020,426
建物			
設備 ()	4,020,426	4,020,426	4,020,426

(減価償却費算出欄)

償却資産概要	構造又は用途	耐用年数(年)	償却率	取得価格(円)
テニスコート	人工芝6面	30	0.034	131,386,500
減価償却費		(131,386,500円 - 13,138,650円) × 0.034 = 4,020,426円		
減価償却費				

(施設の概要等)

施設の概要	(建築年次)	H20	(構造)人工芝テニスコート
	(総面積)	7,158	

貸出施設	面積 (㎡)	共有施設	面積 (㎡)
テニスコート	3,648.0	芝広場	431.66
		休憩所	
計 ②	3,648	計	432

年間開館日数	300
1日の開館時間	13.0
施設稼働率	0.328

⇒

年間使用時間 ③	1,278.2 時間
-------------	------------

原価算定

1㎡あたり単価	④ = ① ÷ ②	4,974
1㎡・1時間あたり単価	④ ÷ ③	3.89

施設名 (益城町総合運動公園テニスコート)

1㎡・1時間あたり単価	3.89
-------------	------

使用料原価 (1時間あたり)

貸出施設	面積 (㎡)	積算	使用料原価 (円)
テニスコート	608.0	1㎡・1時間あたり単価×面積	2,366
0	0.0		0
0	0.0		0
0	0.0		0
0	0.0		0
0	0.0		0
0	0.0		0
0	0.0		0

※ 使用料原価には、1時間あたりの冷暖房費が含まれています。

施設の受益者負担の割合

施設の種類・区分	負担割合 (%)	区分及び負担割合の設定理由
第2分類・区分C	40	

使用料受益者負担 (1時間あたり)

貸出施設	使用料原価 (円)	受益者負担 (円)	現行使用料 (円)
テニスコート	2,366	946	350
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	

見直しの必要性の有無

貸出施設	現行使用料 (円)	受益者負担 (円)	最終決定 改定料金案
テニスコート	350	946	350
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	

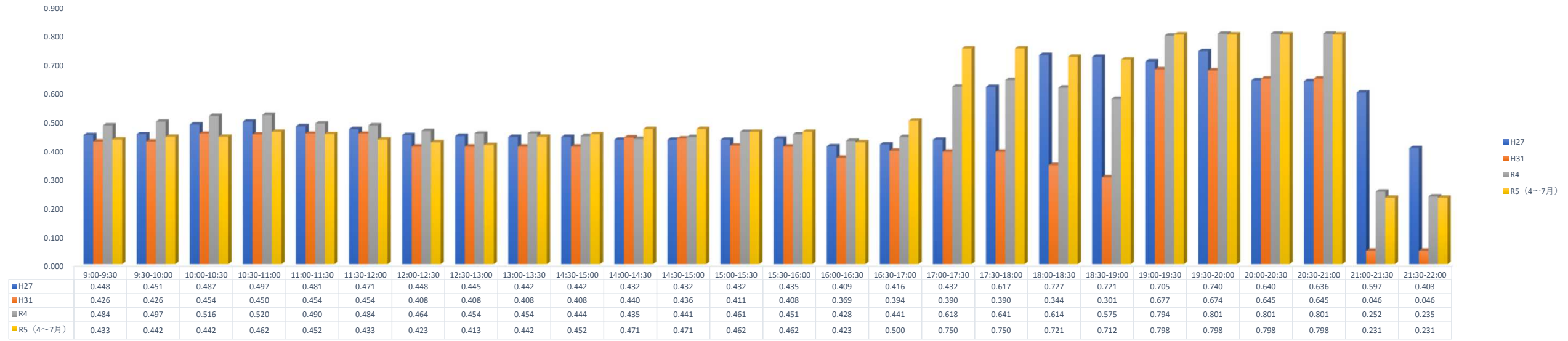
理由	テニスコートについては、テニスという種目の特性を考慮し、区分Cに変更した。
----	---------------------------------------

参考資料

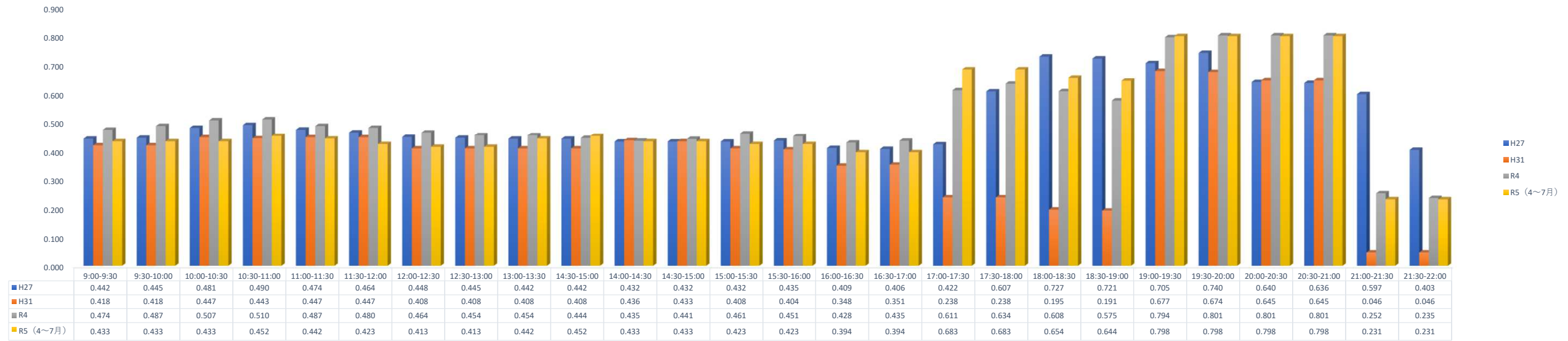
備品等の貸出しがあれば、その内容を記載してください。

備品等名	貸出料金 (円)	備品等名	貸出料金 (円)
付帯施設設備	使用料に含む		

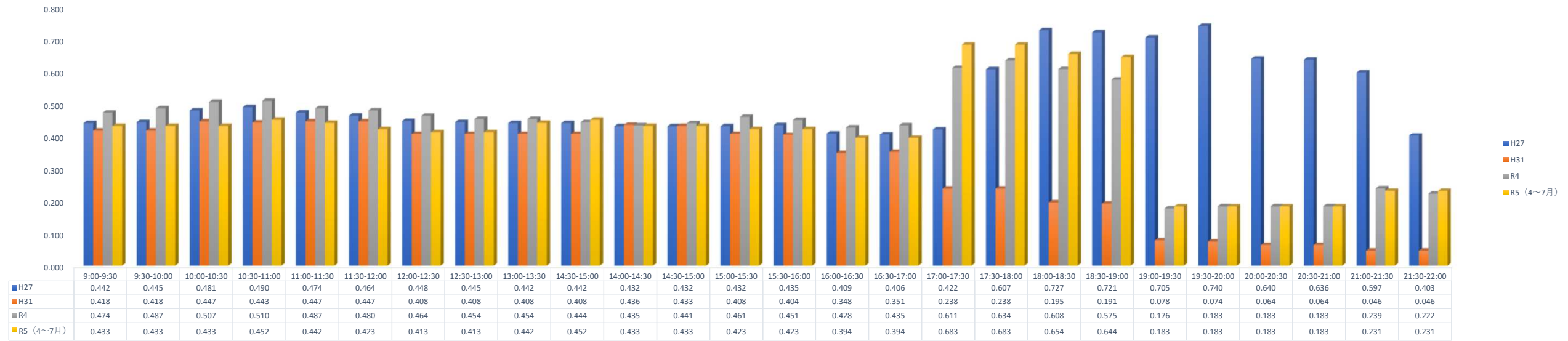
陸上競技場稼働率



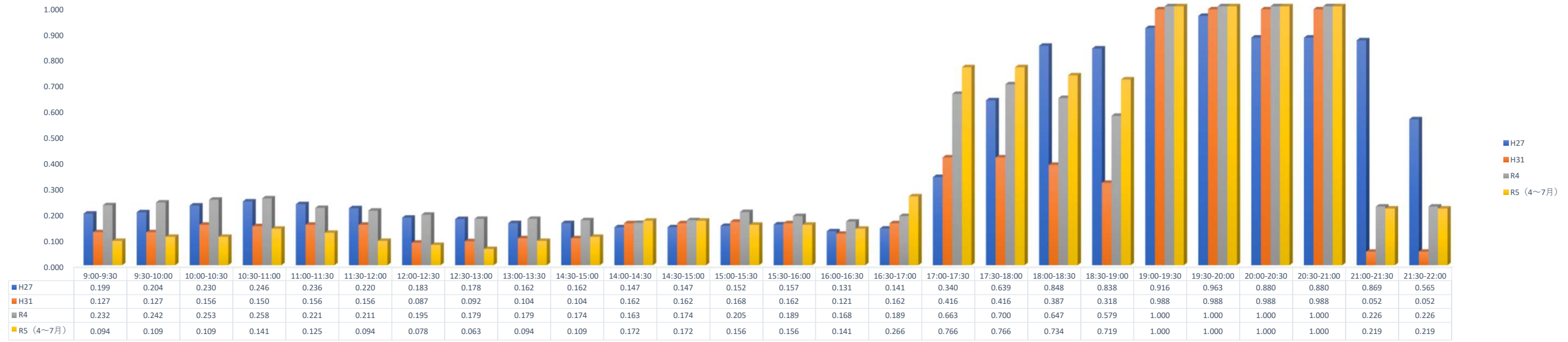
陸上競技場稼働率 (部活動除く)



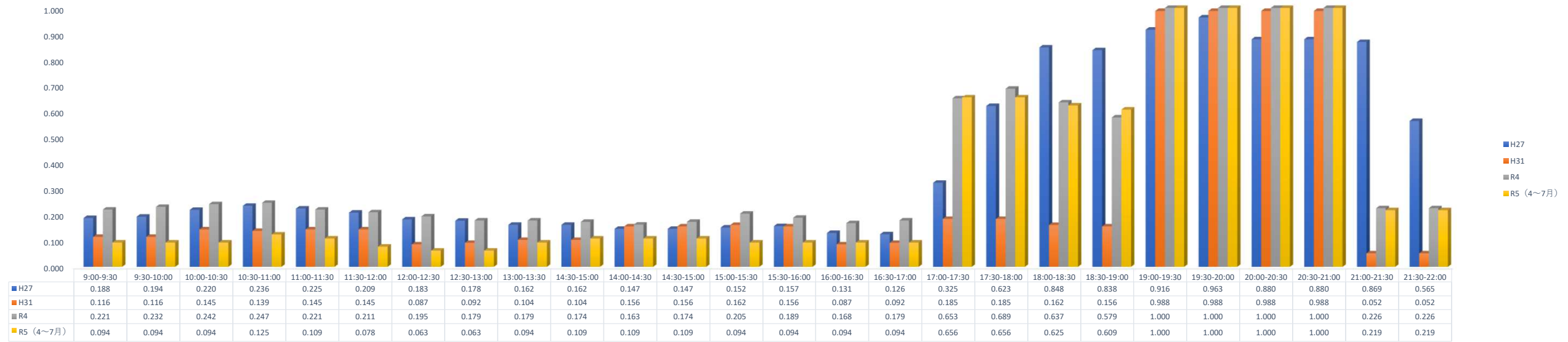
陸上競技場稼働率 (部活動・スポーツ少年団除く)



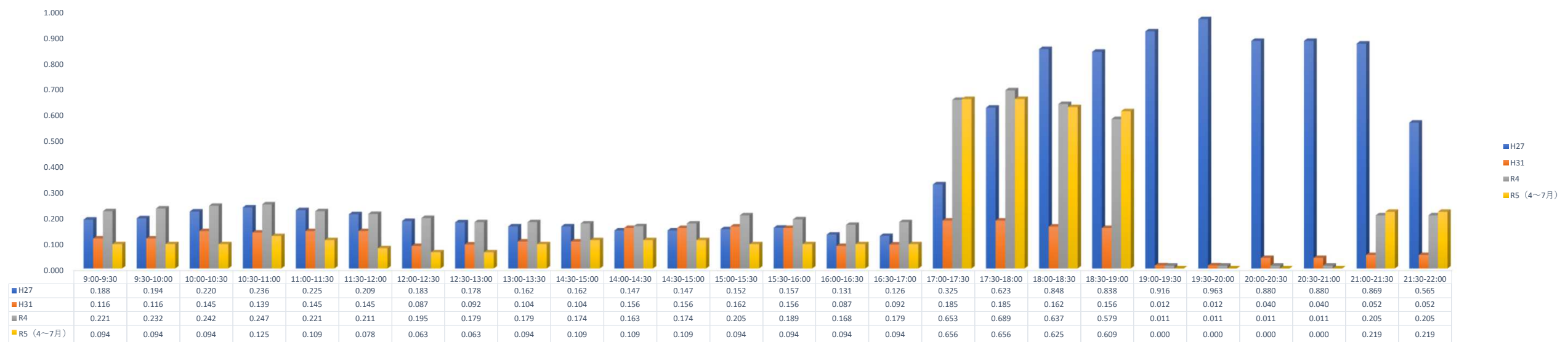
平日稼働率



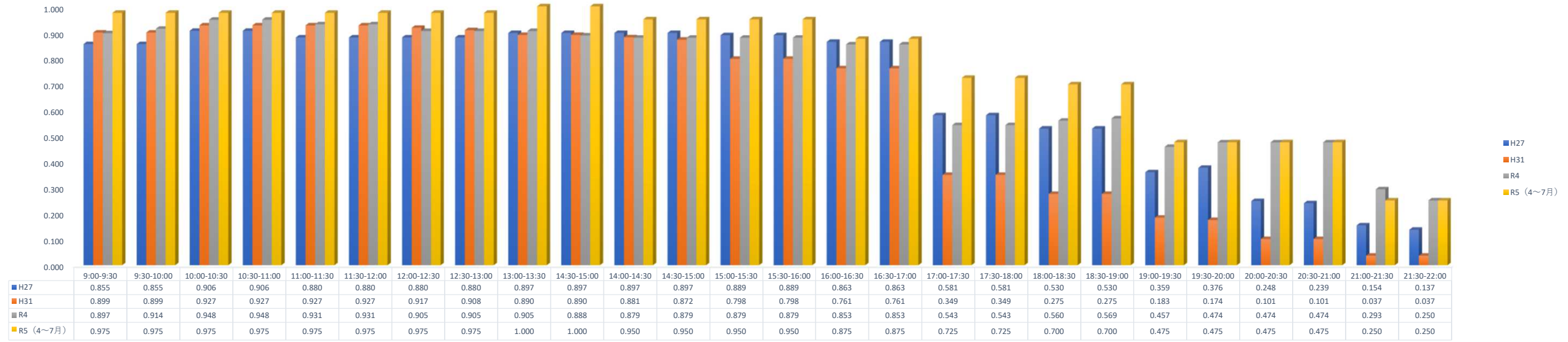
平日稼働率（部活動除く）



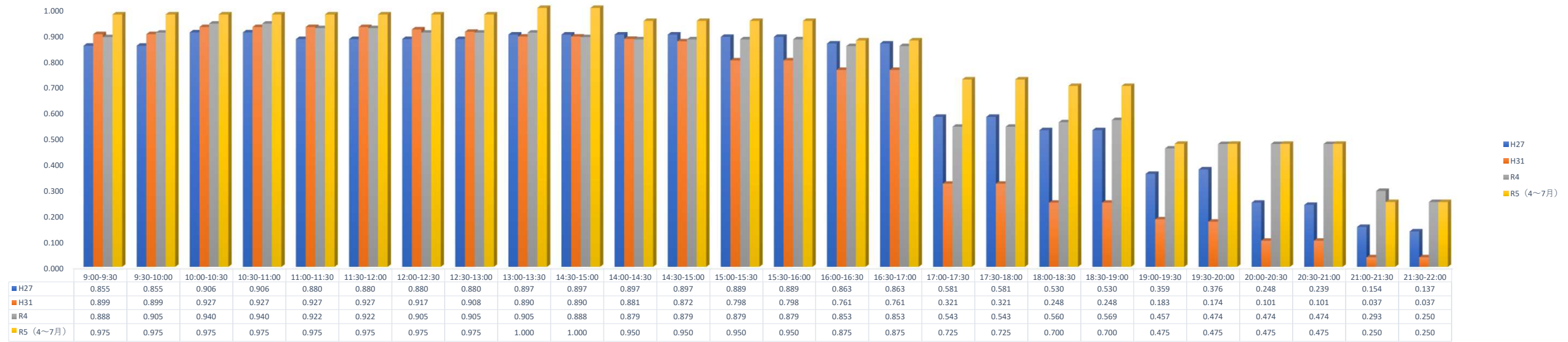
平日稼働率（部活動・スポーツ少年団除く）



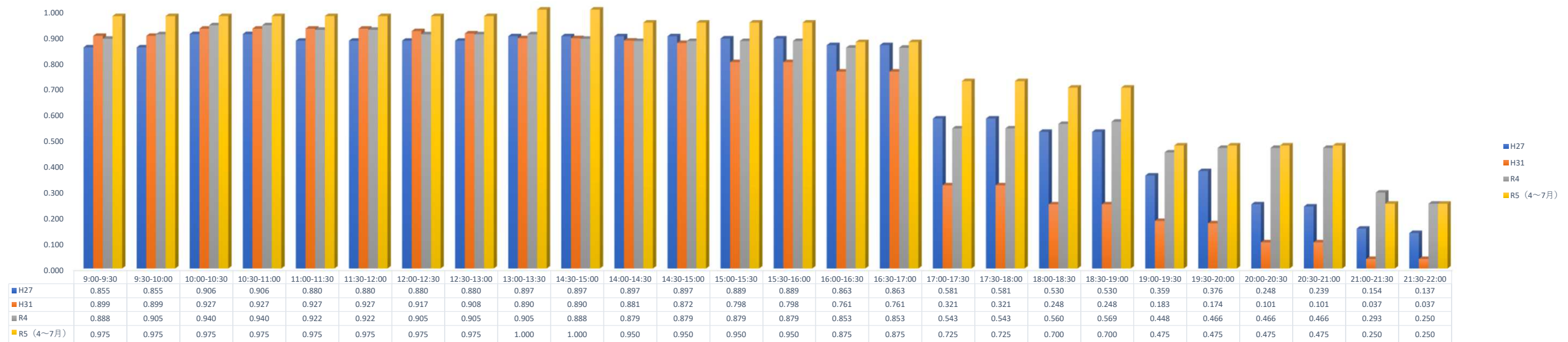
休日稼働率



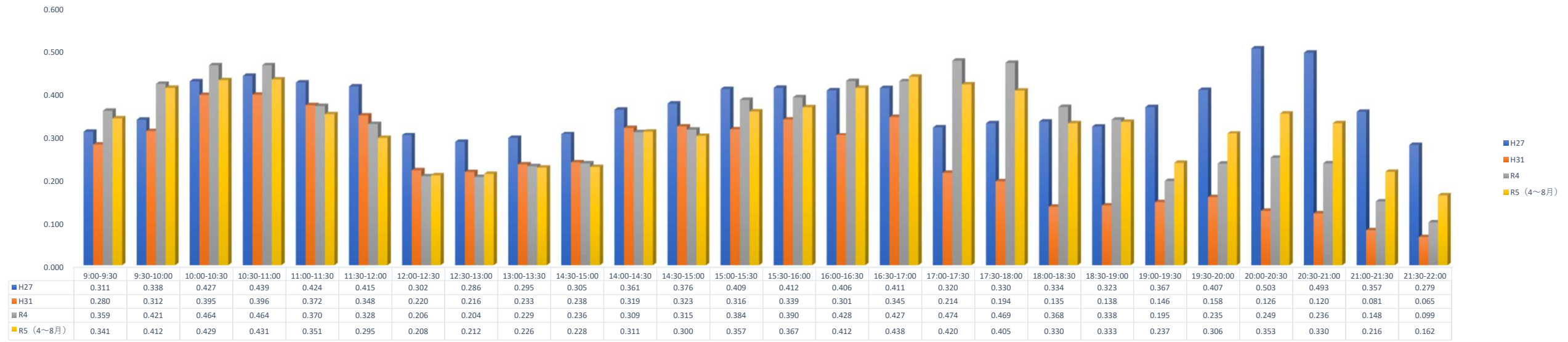
休日稼働率 (部活動除く)



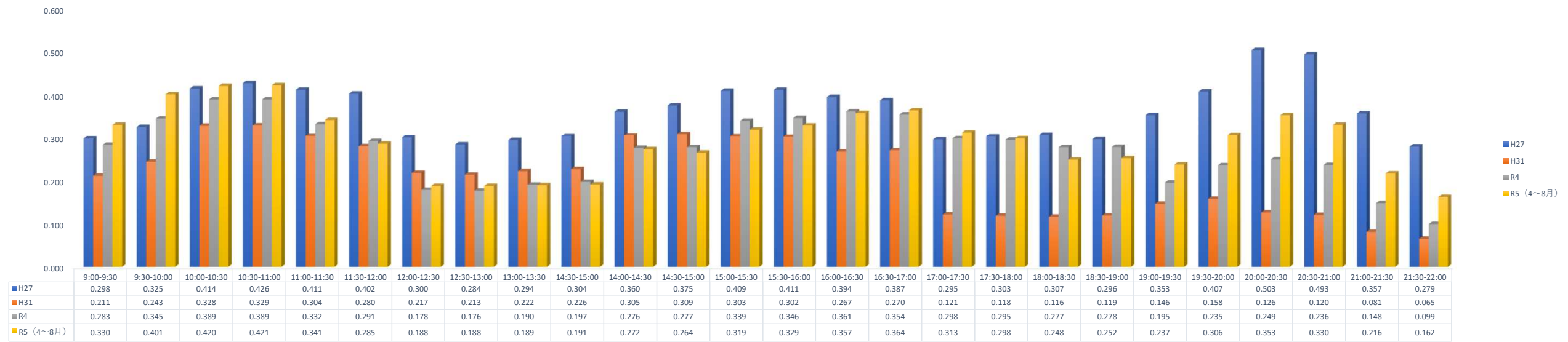
休日稼働率 (部活動・スポーツ少年団除く)



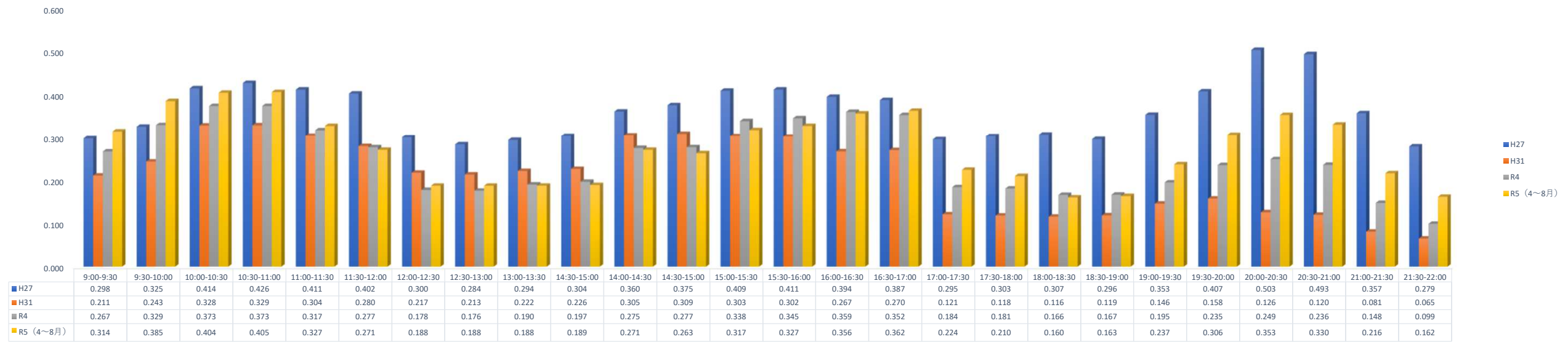
テニスコート稼働率



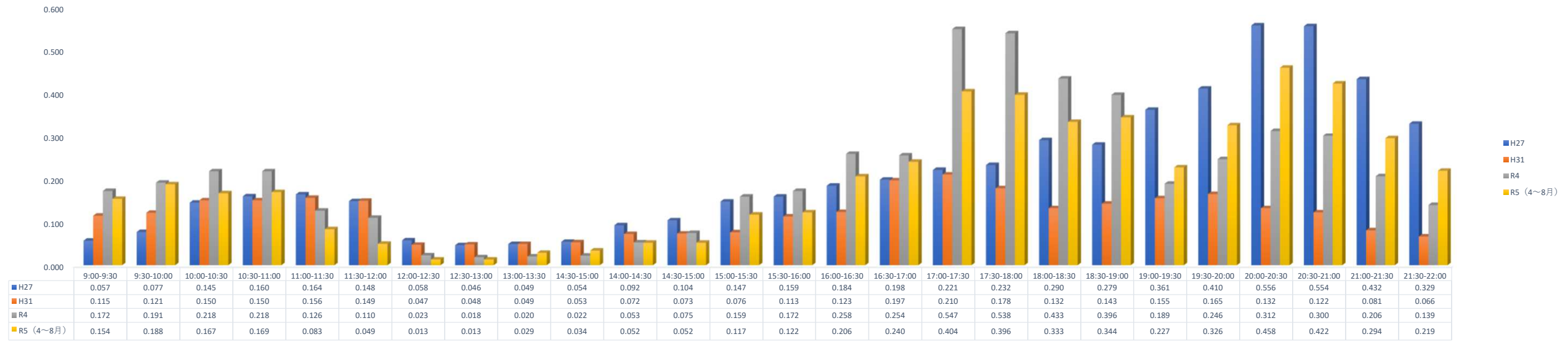
テニスコート稼働率（部活動除く）



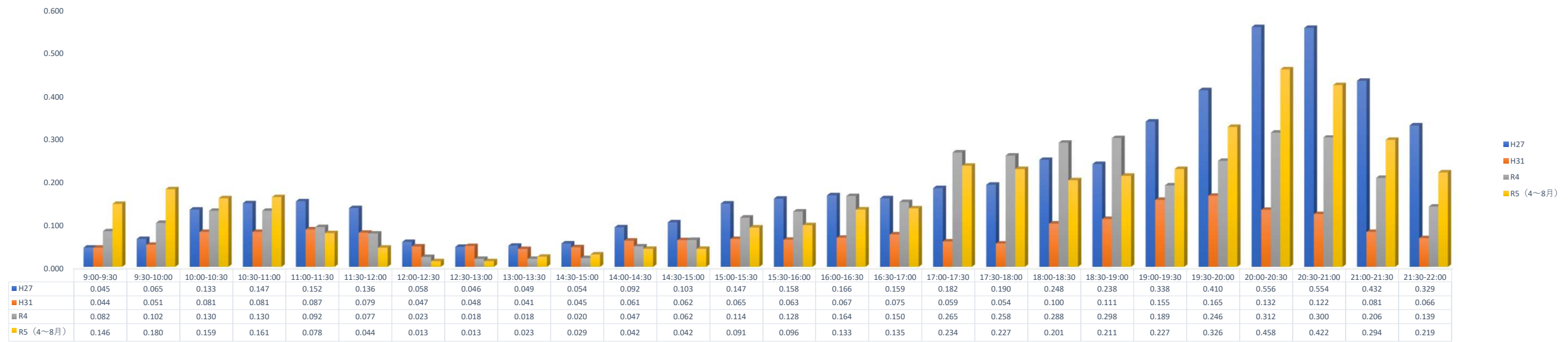
テニスコート稼働率（部活動・スポーツ少年団除く）



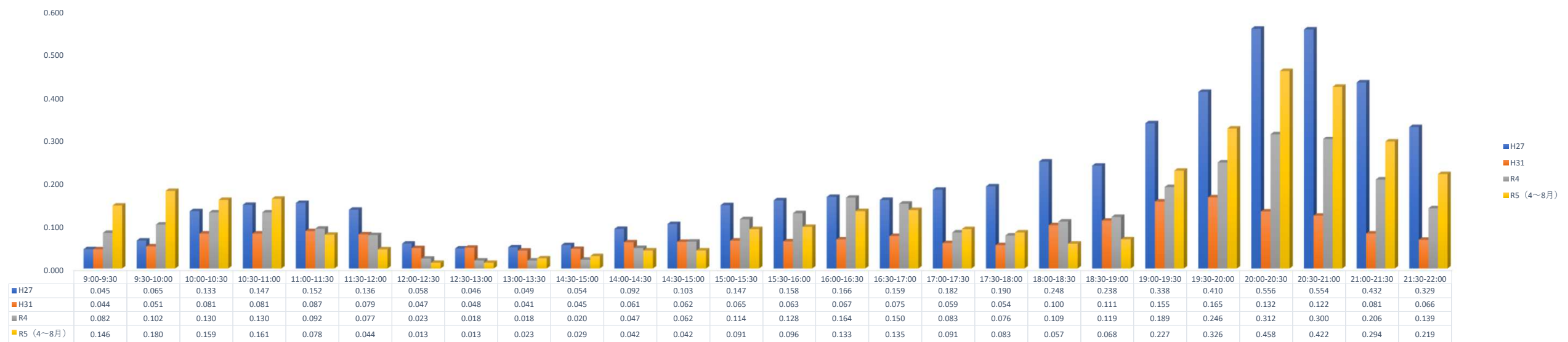
平日稼働率



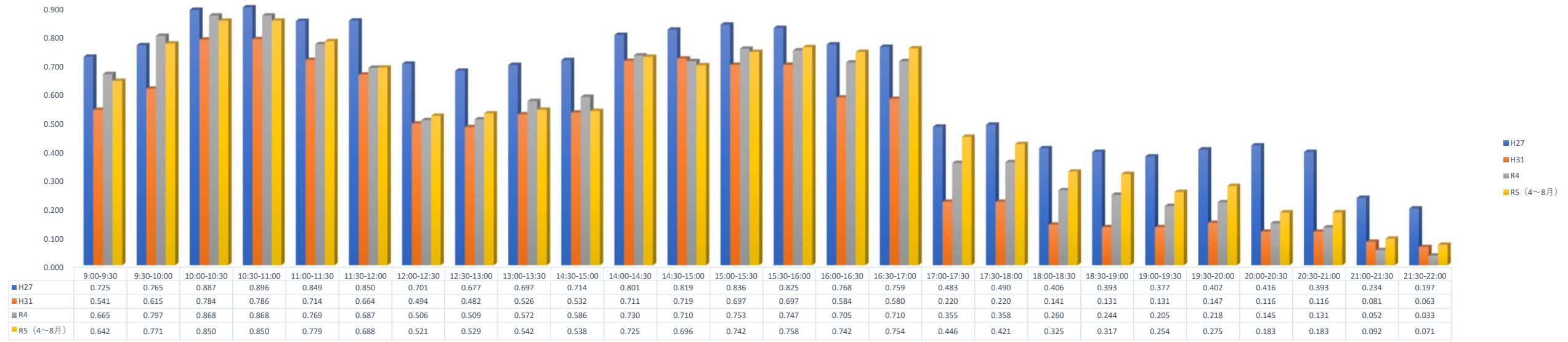
平日稼働率（部活動除く）



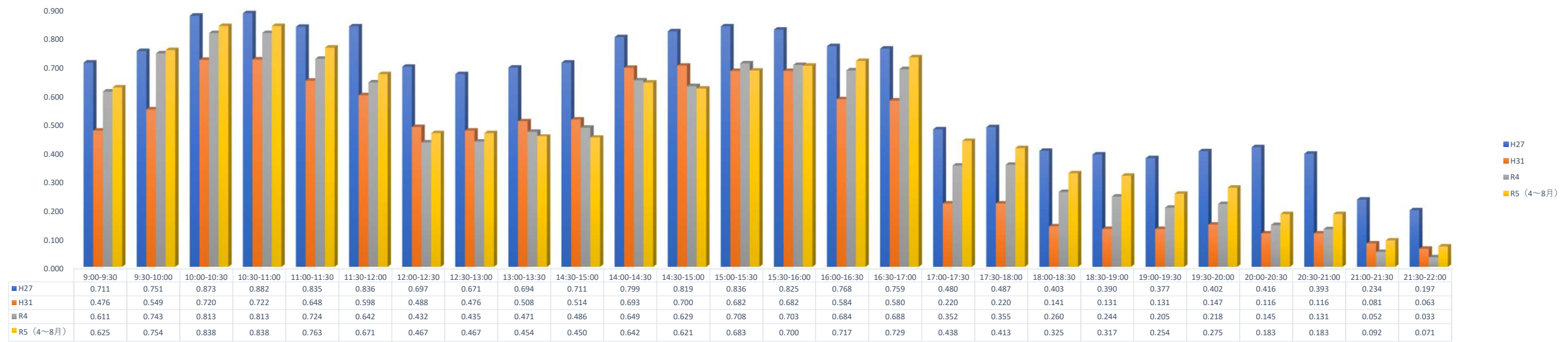
平日稼働率（部活動・スポーツ少年団除く）



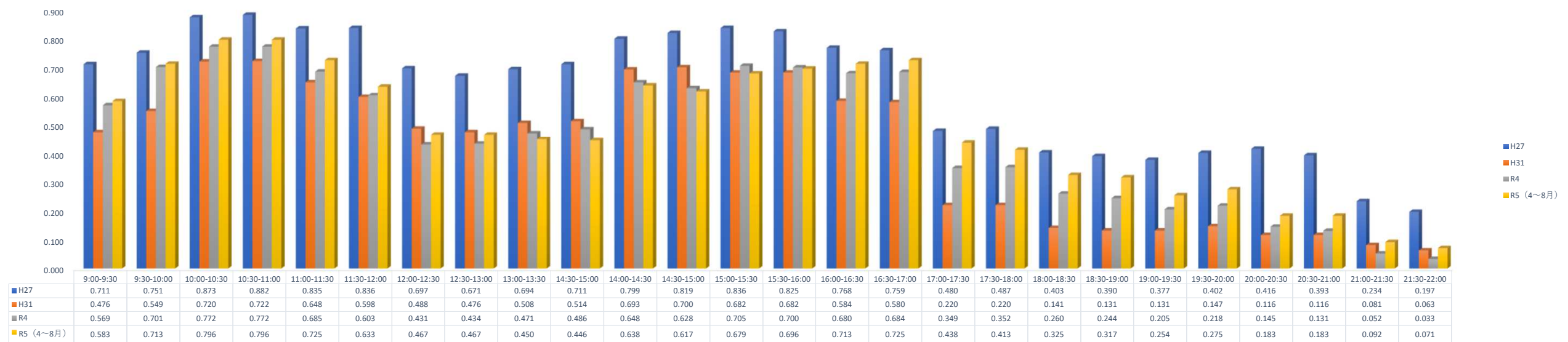
休日稼働率



休日稼働率（部活動除く）



休日稼働率（部活動・スポーツ少年団除く）



町内・町外の利用割合（時間ベース）

1. 陸上競技場

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
町内	45.5%	42.2%	36.8%	30.3%
町外	54.5%	57.8%	63.2%	69.7%

2. テニスコート

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
町内	79.0%	84.1%	87.8%	86.3%
町外	21.0%	15.9%	12.2%	13.7%

使用料収入状況

1. 陸上競技場

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
使用料	6,516,800	5,753,200	7,298,500	8,335,900
照明料	1,767,500	2,335,000	1,965,170	2,315,780
減免額	-2,228,300	-2,016,100	-1,932,100	-1,871,400
合計	6,056,000	6,072,100	7,331,570	8,780,280

2. テニスコート

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
使用料	2,421,050	2,482,350	2,552,000	3,089,800
照明料	366,600	620,500	552,000	823,800
減免額	-787,150	-571,550	-779,100	-780,900
合計	2,000,500	2,531,300	2,324,900	3,132,700

益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例（平成25年12月18日条例第36号）

最終改正:令和4年12月16日条例第38号

改正内容:令和4年12月16日条例第38号 [令和5年4月1日]

○益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例

平成25年12月18日条例第36号

改正

平成30年12月19日条例第27号

令和4年12月16日条例第38号

益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例

益城町陸上競技場の設置及び管理に関する条例（平成18年益城町条例第15号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 町民の体育及びスポーツの振興を図るとともに、町民の健康の増進に資するため、益城町陸上競技場（以下「競技場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 競技場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
益城町陸上競技場	益城町大字木山236番地

（業務）

第3条 競技場は、次に掲げる業務を行う。

- 町民の体育・スポーツの振興及び健康増進に必要な業務
- 体育・スポーツのための施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供
- その他益城町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める業務

（休業日）

第4条 競技場の休業日は、次のとおりとする。

- 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日以後において当該休日に最も近い休日でない日）
- 12月28日から翌年1月4日まで（前号に該当する日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、若しくは別に定めることができる。

（使用時間）

第5条 競技場の使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更することができる。

（使用の許可）

第6条 競技場を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。
- 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、競技場の使用を許可しないことができる。
 - 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - その他競技場の管理上支障を生じるおそれがあるとき。

（使用許可の取消し等）

第7条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

- この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき、又は職員の指示に従わないとき。
- 前条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- 公益上やむを得ない事情が生じたとき。
- その他施設等の維持管理上支障があると認めるとき。

（使用料）

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（使用料の減免）

第9条 町長は、教育委員会が公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

（使用料の還付）

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、町長は、その全部又は一部を還付することができる。

- 教育委員会が管理上の都合により使用の許可を取り消したとき。
- 使用者が使用日の7日前までに使用許可の取消し又は変更を申し出て、教育委員会がその理由を認めるとき。
- 降雨その他不可抗力により、使用できなかったとき。

(指定管理者による管理)

- 第11条 競技場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。
- 前項の規定により競技場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、競技場の休業日を変更し、若しくは別に定め、又は使用時間を変更することができる。
 - 第1項の規定により競技場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
 - 第1項の規定により競技場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が競技場の管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
 - 第1項の規定により競技場の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が競技場の管理を行うこととされた期間前に第6条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 第3条各号に掲げる業務
- 競技場の使用の許可に関する業務
- 競技場の施設等の維持及び修繕に関する業務
- 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が競技場の管理上必要と認める業務(利用料金)

第13条 第8条第1項の規定にかかわらず、競技場の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を基礎として、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるとき、その他町長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

- 指定管理者が管理上の都合により使用の許可を取り消したとき。
- 使用者が使用日の7日前までに使用許可の取消し又は変更を申し出て、指定管理者がその理由を認めたとき。
- 降雨その他不可抗力により、使用できなかったとき。

(原状回復義務)

第16条 使用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第7条の規定により使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

3 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害等を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 町は、第7条の各号に掲げる事由に該当して行った使用の許可の取消し若しくは変更、又は使用の停止によって使用者が被った損害について、賠償の責を負わない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月19日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月16日条例第38号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第8条、第13条関係)

1 益城町陸上競技場使用料

区分		単位	使用料
競技場		1時間	3,000円
人工芝グラウンド	全面	1時間	2,000円
	半面(北側)	1時間	900円
	半面(南側)	1時間	1,100円
個人利用		1回	100円

備考 町外者の使用は、倍額料金とする。

2 夜間照明使用料

区分	単位	使用料
全点灯(96灯)	1時間	2,500円
2/3点灯(64灯)	1時間	2,000円
1/3点灯(32灯)	1時間	1,500円
個人利用	1回	100円

備考 町外者の使用は、倍額料金とする。

3 付帯設備使用料

区分	単位	使用料
放送設備	1回	500円
写真判定装置	1回	2,000円
陸上競技器具一式	1回	2,000円
スコアボード	1回	500円

益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例（平成25年12月18日条例第37号）

最終改正:令和4年12月16日条例第39号

改正内容:令和4年12月16日条例第39号 [令和5年4月1日]

○益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例

平成25年12月18日条例第37号

改正

平成30年12月19日条例第28号

令和4年12月16日条例第39号

益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例

益城町総合運動公園テニスコートの設置及び管理に関する条例(平成20年益城町条例第25号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 町民の体育及びスポーツの振興を図るとともに、町民の健康の増進に資するため、益城町総合運動公園テニスコート(以下「テニスコート」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 テニスコートの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
益城町総合運動公園テニスコート	益城町大字木山236番地

(業務)

第3条 テニスコートは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 町民の体育・スポーツの振興及び健康増進に必要な業務
- (2) 体育・スポーツのための施設及び設備(以下「施設等」という。)の提供
- (3) その他益城町教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める業務

(休業日)

第4条 テニスコートの休業日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後において当該休日に最も近い休日でない日)
- (2) 12月28日から翌年1月4日まで(前号に該当する日を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休業日を変更し、若しくは別に定めることができる。

(使用時間)

第5条 テニスコートの使用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更することができる。

(使用の許可)

第6条 テニスコートを使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付すことができる。
- 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、テニスコートの使用を許可しないことができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
 - (4) その他テニスコートの管理上支障を生じるおそれがあるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき、又は職員の指示に従わないとき。
- (2) 前条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 公益上やむを得ない事情が生じたとき。
- (5) その他施設等の維持管理上支障があると認めるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 町長は、教育委員会が公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、町長は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 教育委員会が管理上の都合により使用の許可を取り消したとき。
- (2) 使用者が使用日の7日前までに使用許可の取消し又は変更を申し出て、教育委員会がその理由を認めるとき。

(3) 降雨その他不可抗力により、使用できなかったとき。

(指定管理者による管理)

第11条 テニスコートの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定によりテニスコートの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、テニスコートの休業日を変更し、若しくは別に定め、又は使用時間を変更することができる。

3 第1項の規定によりテニスコートの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条及び第7条の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定によりテニスコートの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がテニスコートの管理を行うこととされた期間前にされた第6条第1項(前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項の規定によりテニスコートの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がテニスコートの管理を行うこととされた期間前に第6条第1項(第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条各号に掲げる業務

(2) テニスコートの使用の許可に関する業務

(3) テニスコートの施設等の維持及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会がテニスコートの管理上必要と認める業務

(利用料金)

第13条 第8条第1項の規定にかかわらず、テニスコートの管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額を基礎として、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるとき、その他町長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第15条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 指定管理者が管理上の都合により使用の許可を取り消したとき。

(2) 使用者が使用日の7日前までに使用許可の取消し又は変更を申し出て、指定管理者がその理由を認めたととき。

(3) 降雨その他不可抗力により、使用できなかったとき。

(原状回復義務)

第16条 使用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第7条の規定により使用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 使用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、使用者の負担とする。

3 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失した者は、これによって生じた損害等を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

2 町は、第7条の各号に掲げる事由に該当して行った使用の許可の取消し若しくは変更、又は使用の停止によって使用者が被った被害について、賠償の責を負わない。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月19日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年12月16日条例第39号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第8条、第13条関係)

1 テニスコート使用料

区分	単位	使用料
1面(付帯施設設備含む。)	1時間	350円

備考 町外者の使用は、倍額料金とする。

2 夜間照明使用料

区分	単位	使用料
1面	1時間	300円

備考 町外者の使用は、倍額料金とする。

益城町総合運動公園

指定管理者として
熊本YMCAが運営管理を行っています

施設案内 GUIDE

- 益城町総合運動公園TOP
- 益城町総合体育館
- 益城町町民グラウンド
- 益城町陸上競技場・テニスコート
- 益城町飯野町民グラウンド
(2021年4月20日より利用再開)
- 益城町津森町民グラウンド
(2021年11月9日より利用再開)
- 益城町福田町民グラウンド
- 広安町民第1グラウンド
(2021年4月20日より利用再開)

益城町陸上競技場・テニスコート

いいね！ 1 ツイート



→ 交通アクセス

→ 予約状況照会

● 熊本YMCA 一覧



RSS1.0 | RSS2.0

受付時間・受付方法

- 午前8時30分から午後9時まで（休館日を除く）
- 申請者は印鑑を持参のうえ、総合体育館窓口で申請してください。
- 初めてのご利用の方は利用者登録申請が必要です。
- 町内者は使用日の2ヶ月前、通常は1ヶ月前から受付ます。
- 使用料は全額前納です。
- 1時間に満たない場合は、1時間とみなします。

※許可後の変更・取消しについて

- ・使用者の都合により施設の使用がなくても使用料のお返しはできません。
- ・使用日から起算して7日以内に使用日の取消しの届出をされた場合、使用料のお返しはできません。また、使用日の変更もせん。（それ以前の届出は、変更又は半額返金できます。）

所在地

〒861-2242 熊本県上益城郡益城町木山236
Tel 096-289-2433

駐車場

陸上競技場／最大300台（町交流情報センターミナテラスと共用。曜日により利用台数が変わります）
テニスコート／25台

交通アクセス

- 産交バス（木山線）
- ・交通センターより40分
 - ・健軍電停より20分
 - ・寺迫バス停下車徒歩7分

タクシー



- ・交通センターより30分
- ・健軍電停より10分

休館日

休館日は毎週月曜日(祝日、または祝日の振替日となる場合は翌日)、年末年始休館日(12月28日から翌年1月4日まで)、休館日又は臨時に休館日を定めることもあります。

利用可能時間

9:00~22:00

使用条件

1. 許可なく施設、設備及び用具を使用しないこと。
2. 施設、設備を損傷し、又は汚損しないこと。
3. 所定の場所以外に出入しないこと。
4. 物品の販売をしないこと。
5. 壁、柱等に貼り紙、打釘等をしないこと。
6. 施設使用後は、直ちに整理し、清掃し、清潔の保持に努めること。(ゴミはすべてお持ち帰りください。)
7. 使用時間を厳守すること。(使用時間は準備、後片付け、清掃の時間も含む。)
8. 使用目的以外に使用し、又は他の者に転用させてはならない。
9. 施設等を損傷したときは、速やかに管理者に報告し、その指示に従うこと。
10. 収容定員を超えて入場させないこと。
11. 施設の維持・秩序保持のため係員の指示がある場合は、責任者及び整理員をおくこと。
12. その他指定管理者の指示する事項に従うこと。
13. 前各号に違反する行為があった場合は、その者又は団体に対しては、その後の使用を許可しない。
14. 条例及び規則等に違反したと認めた場合は、使用許可を取り消すことがあります。
15. 指定管理者は、前項の規定により許可を取り消した場合において、当該取り消しに伴う損害賠償の責を負わないものと

施設案内

益城町陸上競技場



テニスコート



益城町総合運動公園

指定管理者として
熊本YMCAが運営管理を行っています

施設案内 GUIDE

- 益城町総合運動公園TOP
- 益城町総合体育館
- 益城町町民グラウンド
- 益城町陸上競技場・テニスコート
- 益城町飯野町民グラウンド
(2021年4月20日より利用再開)
- 益城町津森町民グラウンド
(2021年11月9日より利用再開)
- 益城町福田町民グラウンド
- 広安町民第1グラウンド
(2021年4月20日より利用再開)

● 熊本YMCA 一覧



益城町総合体育館

いいね! 0 ツー



[→ 交通アクセス](#)

[→ 見取図](#)

[→ 予約状況照会](#)

[更新情報・お知らせ>>](#)

受付時間・受付方法

- 午前8時30分から午後9時まで(休館日を除く)
- 申請者は印鑑を持参のうえ、総合体育館窓口で申請してください。
- 町内者は使用日の2ヶ月前、通常は1ヶ月前から受付ます。
- 使用料は全額前納です。
- 1時間に満たない場合は、1時間とみなします。

※許可後の変更・取消しについて

- 使用者の都合により施設の使用がなくても使用料のお返しはできません。
- 使用日から起算して7日以内に使用日の取消しの届出をされた場合、使用料のお返しはできません。また、使用日の変更もできません。(それ以前の届出は、変更又は半額返金できます。)
- メインアリーナのバスケットコート利用は、準備の都合上 前日までの申請が必要となります。

所在地

〒861-2242 熊本県上益城郡益城町木山 236

Tel 096-289-2433

[>>地図はこちら](#)

駐車場

500台(陸上競技場と共用)

交通アクセス

産交バス

- ・交通センターより40分
- ・健軍電停より20分



- ・寺迫バス停下車徒歩7分

タクシー

- ・交通センターより30分
- ・健軍電停より10分

休館日

休館日は毎週月曜日(祝日、または祝日の振替日となる場合は翌日)、年末年始休館日(12月28日から翌年1月4日まで)、休館日又は臨時に休館日を定めることもあります。

利用可能時間

9:00～22:00

使用条件

1. 許可なく施設、設備及び用具を使用しないこと。
2. 施設、設備を損傷し、又は汚損しないこと。
3. 所定の場所以外に出入しないこと。
4. 物品の販売をしないこと。
5. 壁、柱等に貼り紙、打釘等をしないこと。
6. 施設使用後は、直ちに整理し、清掃し、清潔の保持に努めること。(ゴミはすべてお持ち帰りください。)
7. 使用時間を厳守すること。(使用時間は準備、後片付け、清掃の時間も含む。)
8. 使用目的以外に使用し、又は他の者に転用させてはならない。
9. 施設等を損傷したときは、速やかに管理者に報告し、その指示に従うこと。
10. 収容定員を超えて入場させないこと。
11. 施設の維持・秩序保持のため係員の指示がある場合は、責任者及び整理員をおくこと。
12. その他熊本YMCAの指示する事項に従うこと。
13. 前各号に違反する行為があった場合は、その者又は団体に対しては、その後の使用を許可しない。
14. 条例及び規則等に違反したと認めた場合は、使用許可を取り消すことがあります。
15. 熊本YMCAは、前項の規定により許可を取り消した場合において、当該取り消しに伴う損害賠償の責を負わないものとす。

施設案内

メインアリーナ



使用目的

球技(バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球など)

サブアリーナ



使用目的
球技(バスケットボール、バレーボール、バドミントン、卓球など)

武道場



使用目的
畳敷き:柔道
板張り:空手、剣道

スポーツジム



多目的室



第1会議室

第2会議室

選手控室1

選手控室2

大会役員室

ステージ横控室

お問い合わせ先

益城町総合体育館

〒861-2242 熊本県上益城郡益城町木山236

Tel 096-289-2433

[▲このページ](#)

[ホーム](#)

[YMCAについて](#)

[施設一覧](#)

[メールマガジン](#)

[採用情報 JOB AD.](#)

[国際・地域貢献](#)

[子どもプログラム](#)

[青年・大人プログラム](#)

[幼稚園・保育園](#)

[専門学校](#)

[日本語教室](#)

[お問い合わせ](#)

[資料請求](#)

益城町総合運動公園

指定管理者として
熊本YMCAが運営管理を行っています

施設案内 GUIDE

益城町総合運動公園TOP

益城町総合体育館

益城町町民グラウンド

益城町陸上競技場・テニスコート

益城町飯野町民グラウンド
(2021年4月20日より利用再開)

益城町津森町民グラウンド
(2021年11月9日より利用再開)

益城町福田町民グラウンド

広安町民第1グラウンド
(2021年4月20日より利用再開)

● 熊本YMCA 一覧



RSS1.0 RSS2.0

益城町町民グラウンド

いいね! 0

ツイート



→ 交通アクセス

→ 予約状況照会

受付時間・受付方法

- 午前8時30分から午後9時まで（休館日を除く）
- *ただしナイター利用の場合は、当日の午後5時までの受付となります。
- 申請者は印鑑持参のうえ、総合体育館窓口で申請してください。
- 初めてのご利用の方は利用者登録申請が必要です。
- 町内者は使用日の2ヶ月前、通常は1ヶ月前から受付ます。
- 使用料は全額前納です。
- 1時間に満たない場合は、1時間とみなします。

※許可後の変更・取消しについて

- 使用者の都合により施設の使用がなくても使用料のお返しはできません。
- 使用日から起算して7日以内の使用日の取消しの届出をされた場合は、使用料のお返しはできません。また、使用日の変更もできません。

所在地

〒861-2241 熊本県上益城郡益城町宮園302

駐車場

240台収容

休館日

年末年始休日（12月28日から翌年1月4日まで）、臨時に休日になる場合もあります。

利用可能時間

9：00～22：00

ナイター照明の使用時間は、原則として(4月～10月)19時～22時・(11月)18時～21時・(12月～2月)17時～20時・(3月)18時～

使用条件

1. 許可なく施設、設備及び用具を使用しないこと。
2. 施設、設備を損傷し、又は汚損しないこと。
3. 物品の販売をしないこと。
4. 壁、柱等に貼り紙、打釘等をしないこと。
5. 施設使用後は、直ちに後片付け・清掃・グラウンド整備を行い、清潔の保持に努めること。（ゴミはすべてお持ち帰りい。）
6. 使用時間を厳守すること。（使用時間には準備・後片付け・清掃・グラウンド整備時間も含まれます。）
7. 使用目的以外に使用し、又は、他の者に転用させてはならない。
8. 施設等を損傷したときは、速やかに管理者に報告し、その指示に従うこと。
9. 施設の維持・秩序保持のため係員の指示がある場合は、責任者及び整理員を置くこと。
10. その他指定管理者の指示する事項に従うこと。
11. 前各号に違反する行為があった場合は、その者又は団体に対しては、その後の使用を許可しない。
12. 条例及び規則等に違反したと認めた場合は、使用許可を取り消すことがあります。
13. 指定管理者は、前項の規定により許可を取り消した場合において、当該取り消しに伴う損害賠償の責を負わないものと

ミニサッカーコートを利用する場合は以下の条件を順守してください。

- 小学生以下
- スパイク使用禁止
- その他芝の状態等により使用を制限する場合があります

施設案内

グラウンド

野球（軟式のみ）、ソフトボール、軽スポーツ



ミニサッカーコーナー

相撲場

お問合せ先

益城町町民グラウンド

〒861-2241 熊本県上益城郡益城町宮園302

Tel 096-289-2433（総合体育館）